

茨木市〇〇小学校区地域協議会 個人情報取扱要領（例）

制定 〇〇年〇〇月〇〇日

改正 〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 この取扱要領は、〇〇小学校区地域協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

（責務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）等を遵守するとともに、本会の（地域）活動において個人情報の保護に努める。

（周知）

第3条 本会は、この個人情報取扱要領を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は、〇〇（例：会長等）とする。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員、要援護者を支援する者など、範囲を指定）とする。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が、本会規約の第〇条に定める会員から受理することにより、個人情報を取得する。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、所属する地域組織名、地区名（住所、電話番号）などで会員が同意する事項とする。

4 本会が作成・配布する名簿に記載する個人情報は、氏名、所属する地域組織名、地区名（住所、電話番号）、〇〇などで会員が同意する事項とする。

（利用）

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用する。

- (1) 本会規約の第〇条に定める取り組み
- (2) 本会の活動内容その他の文書の送付等

- (3) 本会の名簿の作成及び区域図の作成
- (4) 本会実施事業参加者等の対象者の把握
- (5) 募金及び寄附の収受
- (6) 災害時の緊急時における支援活動
(管理)

第9条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 本会からの脱退その他の理由により、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しないものとする。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（府・市役所を除く）に提供したときは、法第29条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（府・市役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第30条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

- 2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第33条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は、直ちに該当する個人情報の訂正等を行うものとする。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもって、これに替えることができるも

のとする。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うものとする。

(開示請求及び苦情処理相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、〇〇とする。

(附則)

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。